

入札説明書

この入札説明書は、公立大学法人福島県立医科大学特定調達契約事務取扱細則（平成31年2月1日細則第23号。以下「取扱細則」という。）に基づき本件契約に関し、入札に参加するもの（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

記

1 発注者(契約権者) 公立大学法人福島県立医科大学 竹之下 誠一

2 競争入札に付する事項

(1) 件名 令和6年度下半期公立大学法人福島県立医科大学A重油 単価購入契約

(2) 物品等の名称及び予定数量 A重油 396キロリットル

(3) 納入期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所 公立大学法人福島県立医科大学（福島県福島市光が丘1番地）

3 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 次の競争入札に参加できない項目に該当しないこと。

ア 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

イ 公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号。以下「契約細則」という。）第2条及び第3条第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告に示した重油を公立大学法人福島県立医科大学理事長が指定する日時及び場所に十分納入することができる。また、災害発生時においても確実に納入することができる。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。

(4) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

なお、新たに競争入札参加資格を得ようとする者は、福島県又は公立大学法人福島県立医科大学企画財務課に所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出して資格を得ること。ただし、申請時期によっては、資格審査が終了できない場合があるので注意すること。

(5) この公告の日から入札の日までの間に、福島県又は公立大学法人福島県立医科大学から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

(6) この公告に示した仕様に合致した物品についての納入実績があること。

4 入札書提出期限・場所・添付書類等

(1) 契約条項を示す期間及び場所

ア 期間 令和6年8月9日（金）から令和6年9月20日（金）まで（休日を除く）。

イ 場所 〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学 総務課管財係

TEL 024-547-1017

FAX 024-548-5302

(2) 入札説明書の交付に関する事項

入札説明書は入札公告のホームページからダウンロードすることができる。

ア 入札説明書添付申請等様式（提出用書類）

イ 入札説明書添付様式「契約書」（参考書類）

(3) 入札参加資格確認のために提出しなければならない書類、提出期限及び提出場所

ア 提出書類

(ア) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

(イ) 公告に示した納入期間内に、物品を必ず納入できることを明らかにした供給証明書（様式9）及び納入証明書（様式10）

(ウ) 物品購入（修繕）一般競争入札出席届（様式4）

(エ) 委任状（様式5）

(オ) 入札保証金納付免除申請書（様式6）（免除対象者のみ）

(カ) 納入実績（様式7）（免除対象者のみ）

(キ) 納入実績証明願（様式8）（免除対象者のみ）

イ 提出期限 令和6年8月26日(月)正午（提出期限までに、書類の提出を行わなかつたときには、入札参加資格が与えられない場合があるので注意すること。）なお、郵送による場合は、書留により令和6年8月23日（金）正午まで必着とする。

ウ 提出場所 (1) のイに同じ

(4) 入札及び開札の日時・場所

ア 日時 令和6年9月20日（金）午前11時00分

イ 場所 公立大学法人福島県立医科大学 1号館1階 第1カンファランス

ウ その他 「入札書」（様式3）は、封書とし厳封のうえ封皮に商号及び氏名を記入し、「令和6年8月9日公告A重油入札書在中」と朱書きすること。

(5) その他

ア 入札保証金を納入するものは、開札当日に納入すること。

イ 再入札も考えられるので、開札日はできるだけ退席しないこと。

再入札に立ち会うことのできない場合は、再入札を辞退したものとみなす。

ウ 入札書は、指定の入札書（様式3）に必要とする事項を記載し、(4)に示す日時及び場所へ持参すること。

なお、郵送により入札をする場合は令和6年9月13日（金）正午までに(1)に掲げる場所に必着とする。

5 入札保証金

(1) 入札保証金は、入札参加者の入札金額（単価）に100分の110を乗じて得た金額に前記「1」(1)に示した購入予定数量を乗じた額の100分の3以上の額とする。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第8条第3項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 契約細則第9条に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する。なお、入札保証金の減免に係る規定は別記1のとおりである。

(4) 落札者の納付にかかる入札保証金は、その者が契約書の取り交しを行わないとき公立大学法人福島県立医科大学に帰属させるものとする。

6 入札参加者に要求される事項

入札参加者は開札日の前日までにおいて、発注者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札心得

(1) 入札参加者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。

(2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(3) 開札場所には、入札参加者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることができる。

(4) 開札開始時刻後においては、入札参加者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(5) 入札参加者又はその代理人は当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

(6) 入札参加者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることはできない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(7) 入札参加者は、所定の日時及び場所に本人が出席し入札書を提出することを原則とするが、都合があるときは、この限りではない。

(8) 郵送により入札書を提出する入札者は、書留郵便により、指定の日時及び場所へ確実に達するよう提出しなければならない。

(9) 入札参加者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換又は撤回をすることができない。

8 入札の方法等

(1) 入札金額は1キロリットル当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 開札の結果、予定価格に達しない場合は直ちにその場所において再度入札に付すが、なお、落札者が決定しない場合は、さらに1回に限り再度入札に付すことができるものとする。また、開札に立ち会えない入札者又はその代理人は、開札不参加届（様式13）を開札日時までに前記「4」の(1)の場所に提出すること。

9 入札の取り止め等

入札参加者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人の提出した入札書
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札書
- (5) 記名、押印を欠く入札書
- (6) 金額を訂正した入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札書
- (10) その他、入札に関する条件又は公立大学法人福島県立医科大学において特に指定した事項に違反した入札書

11 落札者の決定方法

- (1) 規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札参加者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札参加者のうちくじを引かれないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がない場合は、取扱細則の規定により直ちに随意契約に移行する。

12 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知するので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

13 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約単価に購入予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額とする。
- (2) 契約保証金は、契約の締結と同時又は直前までに納めるものとする。
- (3) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第39条第3項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (4) 契約細則第39条第1項ただし書きに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

14 契約書の作成

- (1) 契約書は、単価購入契約書（別紙1。以下「契約書」という。）とし、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から5日以内（落札者が遠隔地である等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書を提出すること。
- (2) 契約書の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が上記に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

15 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語および日本国通貨

1.6 契約条項

契約書及び契約細則による。

1.7 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

1.8 苦情の申し立て

すべての競争入札参加有資格者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

1.9 当該調達契約に関する事務を担当する窓口

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学 総務課管財係

TEL 024-547-1017

FAX 024-548-5302

2.0 その他

この入札説明書に疑義がある場合入札参加者は、その疑義について入札説明書等に関する質問書（様式1.1）により、郵送又はファックスにて提出すること（令和6年8月23日（金）正午まで必着）。なお、質問書によるものは、公立大学法人福島県立医科大学ホームページに掲載する方法により令和6年8月28日（水）までに回答書（様式1.2）にて回答する。

別記1

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号）（抄）

（競争に参加させることができない者）

第2条 売買、貸借、負債その他の契約につき会計規程第17条に程定する競争に付するときは被保佐人、被補助人及び未成年で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（競争に参加させないことができる者）

第3条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2年以内の期間、競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、2年以内の期間が経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

（入札保証金）

第8条 競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者に対して、その者の見積もる契約額の100分の3以上の保証金を納めさせなければならない。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価格は、次の各号に定めるとおりとする。

福島県債証券	額面全額
国債証券	額面全額の10分の8
地方債証券（福島県債証券を除く。）	額面全額の10分の8
理事長が確実であると認める社債権	時価の10分の8

（入札保証金の免除）

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（契約保証金）

第39条 契約を結ぶ者をして、契約額の100分の5以上（工事等の請負契約にあっては、100分の10以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 福島県債証券	額面全額
(2) 国債証券	額面全額の10分の8
(3) 地方債証券（福島県債証券を除く。）	額面全額の10分の8
(4) 理事長が確実であると認める社債権	時価の10分の8